

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

計51枚（本紙を除く）

Vol.256

平成24年1月24日

厚生労働省老健局振興課

〔 貴関係団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線3985)
FAX : 03-3503-7894

事務連絡
平成24年1月24日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

平素より、介護保険行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道の利用を希望する場合は、指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所等」という。）は、利用者の申請に基づき証明書を交付する等の所要の手続きが必要としているところです。

また、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両を利用する場合、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がありました。

今般、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下、「JASPEC」）となりましたのでお知らせします。

JASPECによるステッカー交付の受付は、平成24年1月24日（火）から開始します。

つきましては、貴都道府県管内の指定福祉用具貸与事業所等及び利用者に対して、別紙の内容を周知いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取扱いについては、国土交通省より、各地方運輸局鉄道部長等、各旅客鉄道株式会社担当部長、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて別途送付しているので、念のため申し添えます。

(別紙)

介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について

1. 概要

介護保険制度によりハンドル形電動車いすの貸与を受けている者が鉄道を利用する際は、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者であることの証明が必要となる。

また、利用を希望する車両によっては、利用者のハンドル形電動車いすが、当該車両に乗車が可能なハンドル形電動車いす（以下「改良型ハンドル形電動車いす」という。）であることの証明が必要な場合もあるため、介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の手続等については、下記利用条件及び利用方法に十分留意されたい。

2. 利用条件

(1) 利用者

福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与等」という。）に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを利用していることの証明を受けた者

なお、証明とは、次の場合を指すものである。

- ① ハンドル形電動車いすを使用していることを証明できる利用契約書等を有していること。
- ② 指定福祉用具貸与事業所等により交付された「ハンドル形電動車いす提供証明書」（別添様式）を有していること。

(2) 利用可能な車両

- ① 通勤型車両
- ② 東海道・山陽新幹線のN700系車両と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室含む。）、車いす対応トイレ及び通路幅を有するデッキ付き車両（以下「一部のデッキ付き車両」という。）。ただし、JASPECからステッカーの交付を受けた改良形ハンドル形電動車いすに限られる。

なお、上記以外のデッキ付き車両については、原則として、留置スペース等の理由により利用ができないこととされている。

(3) 利用可能な駅

段差が解消されている駅であって、ハンドル形電動車いすによる利用に支障がない駅

なお、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者の判断によることとなる。

3. 利用方法

(1) 利用者の証明

鉄道利用の際は、原則として、利用契約書等又はハンドル形電動車いす提供証明書を携帯し、各鉄道事業者の求めに応じ提示する必要がある。

なお、利用契約書等を提示する場合、利用者である旨の確認に時間を要する場合等もあることから、利用契約書等を携帯する場合は、事前に各鉄道事業者に確認することが望ましい。

(2) 改良型ハンドル形電動車いすの証明

① 一部のデッキ付き車両を利用する場合、JASPEC が交付する、改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がある。

当該ステッカーは、利用するハンドル形電動車いすが、改良型ハンドル形電動車いすであることを証明するものであり、利用者は販売代理店等へ当該ステッカー交付の申込を行えば、販売代理店等から JASPEC に交付依頼が行われる。

② ステッカー交付の費用はかかるない。

③ ステッカーの交付の申請の時から当該申請に係るハンドル形電動車いすの利用者が変更された場合には、JASPEC に利用者の変更があった旨を連絡する必要がある。

④ ステッカーの申請手続き等の詳細については、JASPEC へ問い合わせること。

※注：従前、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーについては、引き続き有効である。

4. 運用に係る留意点

運用開始日、利用条件及び利用方法等の運用の詳細については、各鉄道事業者により異なる場合もあることから、事前に各鉄道事業者へ問い合わせること。

なお、ステッカーの申請手続きは、平成24年1月24日より、JASPEC が開始しているところである。

別添様式

ハンドル形電動車いす提供証明書

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項又は第8条の2第12項の規定による福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目として、ハンドル形電動車いすを提供していることを証明する。

年　　月　　日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所 印

殿

証明年月日　　年　　月　　日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても差し支えない。



事務連絡
平成24年1月24日

北海道旅客鉄道株式会社 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的な理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴社におかれては、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨をご了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

東日本旅客鉄道株式会社 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴社におかれでは、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨をご了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

東海旅客鉄道株式会社 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的な理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴社におかれては、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨をご了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

西日本旅客鉄道株式会社 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴社におかれでは、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨をご了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

四国旅客鉄道株式会社 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴社におかれでは、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨をご了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

九州旅客鉄道株式会社 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴社におかれでは、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨をご了知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

北海道運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

東北運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

北陸信越運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について(厚生労働省事務連絡)
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について(厚生労働省事務連絡)



事務連絡
平成24年1月24日

関東運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

中部運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的な理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

近畿運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

中国運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

四国運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついでには、貴管下鉄道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

九州運輸局鉄道部長 殿

鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

ついては、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところである。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされている。

については、貴管下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更がなされた旨を周知徹底されたい。

なお、また、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添える。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

社団法人 日本民営鉄道協会 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴団体におかれでは、傘下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨を周知徹底をお願いいたします。

なお、本件については、関係地方運輸局等、各旅客鉄道株式会社び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添えます。

【添付資料】

(別紙)

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事務連絡
平成24年1月24日

社団法人 公営交通事業協会 担当部長 殿

国土交通省
鉄道局鉄道業務政策課長

ハンドル形電動車いすによる鉄道利用に係る取扱いについて

標記については、平成21年3月3日付け国鉄業第65号により、「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書」に沿った対応を行うことが望まれる旨、貴管下鉄軌道事業者に対し周知するよう通知したところであります。

本報告書におけるハンドル形電動車いすの整理は「最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的理由なく、現在の取扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。」とされております。

貴団体におかれでは、傘下鉄軌道事業者に対し、再度、本報告書の趣旨を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨及び別紙のとおり運用方法の変更があった旨を周知徹底をお願いいたします。

なお、本件については、関係地方運輸局等、各旅客鉄道株式会社び社団法人日本民営鉄道協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添えます。

【添付資料】

(別紙)

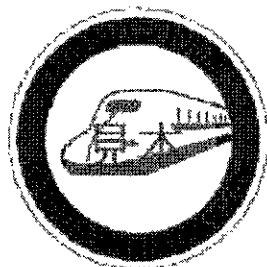
「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

(参考)

- ①ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ②平成21年3月3日付け国鉄業第65号「交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付とその取扱いについて」
- ③障害者自立支援法に基づく補装具支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）
- ④介護保険制度によるハンドル形電動車いす利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）

「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取り扱いについて

- ◆ 「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が（一社）日本福祉用具評価センターとなりましたのでお知らせします。
- ◆ 以下の条件を満たし、（一社）日本福祉用具評価センターの確認を受けたハンドル形電動車いす（これを「改良型ハンドル形電動車いす」という。）の場合、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両に乗車できます。
- ◆ ステッカー交付の受付は、
平成24年1月24日（火）から開始します。



*以下の①から⑦の条件の変更はありません。

1. ステッカー交付の対象となる「改良型ハンドル形電動車いす」の要件は次のとおりです。

※国家公安委員会の型式認定（T Sマーク）を受けた電動車いすであること。

①基本寸法

全長 1,200mm 以下、全幅 700mm 以下、全高 1,090mm 以下

②直角路走行性能

900mm × 900mm の直角路を左折、右折とも数回の切り返しで通過可能のこと。

かつ、1,000mm × 1,000mm の直角路を左折、右折とも切り返し無しで通過可能のこと。

③180 度の旋回に必要な回転寸法：左旋回、右旋回とも、1,800mm 未満であること。

④取って

ハンドル形電動車いすが溝にはまった時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要な時などに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取つての存在を支援者が容易に判別できること。

⑤支援者が容易に判別できるクラッチ

緊急時に一般利用者の避難の妨げにならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、支援者が容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤動作の防止など安全性に十分に配慮していること。

⑥速度

6 km/h を超える速度が出せないものであり、かつ、2 km/h 以下の設定が可能のこと。

⑦その他

歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突起物がないこと。

2. ステッカー交付等の手続きについては、以下のとおりとなります。

(1) 既に型式確認された車いす

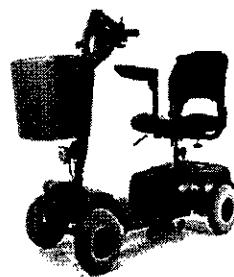
〔タウンカート、ポシェット、モバイルアルファ〕※参照

- ①車いすの利用者は、最寄りの販売代理店等へ本ステッカー交付の依頼をして下さい（別紙申込書）。
- なお、ステッカー交付に係る費用はかかりません。
- ②（一社）日本福祉用具評価センターが、当該車いすの車種及び型式について確認を行い、車いすの利用者へステッカーを交付します。

※タウンカート



※モバイルアルファ



(2) 上記以外の車いす

- ①車いすの利用者は、最寄りの販売代理店等へ本ステッカー交付の依頼をして下さい（別紙申込書）。

なお、ステッcker交付に係るご利用者の負担は上記（1）と同様にございません。

- ②（一社）日本福祉用具評価センターが、メーカー（販売代理店経由）からの依頼により、上記①の要件の型式審査を行い、メーカーへ審査結果を報告するとともに、適合した車いすである場合には、車いすの利用者へステッckerを交付します。

※ 上記②で型式審査に適合した車いすについては、（1）と同様の手続きとなります。

3. 「改良型ハンドル形電動車いす用ステッcker」を貼付したハンドル形電動車いすにより鉄道を利用する際、その都度、以下のいずれかの書類を駅窓口等で提示することとなります。（詳細は各鉄道事業者へお問い合わせ下さい。）

- ①補装具交付決定通知書又は補装具費支給決定通知書

（決定内容欄に「ハンドル形電動車いす」と記述があるもの）

- ②ハンドル形電動車いす交付証明書

- ③ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書

- ④障害者手帳の補装具欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確認印がある障害者手帳

- ⑤介護保険制度により指定福祉用具貸与事業所又は指定介護予防福祉用具貸与事業所から発行されるハンドル形電動車いす提供証明書

4. (一社)日本福祉用具評価センターから本ステッカーの交付を受けた後、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両に乗車できます。

本ステッカーは車いすの見やすいところに貼付して下さい。

(乗車できるデッキ付車両は各鉄道事業者にお問い合わせ下さい。)

なお、ハンドル形電動車いすによる利用可能な駅の情報は、「らくらくお出かけネット」(<http://www.ecomo-rakuraku.jp/handle/>) や各鉄道事業者のホームページなどをご覧下さい。

5. 問い合わせ先

一般社団法人 日本福祉用具評価センター

TEL : 078-306-0556 FAX : 078-303-0506

〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港町南町 7-1-5

URL : <http://www.jaspec.jp/>

※ 申込みはこちらの様式にご記入の上、販売代理店（輸入代理店）へステッカー交付の申込（郵送・FAX・e-mail・持参）をお願いいたします。

ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要

平成 20 年 3 月
国 土 交 通 省

今般、鉄道におけるハンドル形電動車いすでの利用について、関係者からなる委員会の報告書が取りまとめられました。

1. 平成 14 年度の交通バリアフリー技術規格調査研究報告書において、ハンドル形電動車いすでの鉄道利用については①回転性能、②小段差・溝の乗り越えのため介助者が持ち上げることを想定した取扱い、③介助者が手押しで誘導できるよう操作しやすいクラッチ等が具備された機器開発が望まれるとされ、こうした機器開発や普及が進むまでの当面の間、①利用者はハンドル形電動車いすの必要性や運転能力の判定がなされている補装具費支給制度により給付を受けた者、かつ、②鉄道駅・車両の整備状況については、エレベーターの設置等による段差解消され、かつ、地上からホームまでの間の移動が確保された駅（ただし、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否は鉄道事業者が最終的に判断）という対応方針が提案された。
2. 今般、この調査研究から 5 年が経過し、ハンドル形電動車いすによる公共交通機関の利用が定着してきた中で、ハンドル形電動車いすの開発状況や旅客施設、車両などの設備状況の変化に対応するため、前回調査結果を見直し、更なる利用者の利便性向上を図る事を目的とした、新たな対応方針を示すものである。
3. 今回拡大及び追加された条件は以下のとおりである。
 - ①一部のハンドル形電動車いす^{*1}において、東海道・山陽新幹線のN700 系と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室を含む）、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両^{*2}での利用。
 - ②介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者^{*3}を対象。
 - ③段差が解消されている駅であってもハンドル形電動車いすによる利用ができない場合は、その理由を利用者に情報提供する。
4. なお、これらの条件は最低限度のルールとして取りまとめたものであり、これらを各鉄道事業者が安全に留意しつつ自主的な判断により緩和することを妨げるものではなく、かつ、可能な限り緩和することが望ましい。また、今回の整理を根拠に各鉄道事業者が、合理的な理由なく、現在の取り扱いを狭める方向で改めることは本調査の趣旨に沿わないものであり、利用者利便の観点から望ましいものではない。

※1 「一部のハンドル形電動車いす」とは以下の i)～vii)を全て満たす機種である。

- i) 基本寸法（全長 1,200mm 以下、全幅 700mm 以下、高さ 1,090mm 以下）
- ii) 直角路走行性能（900mm×900mm の直角路を数回の切り返しで通過可能なこと、かつ、1,000mm×1,000mm の直角路を切り返し無しで通過可能な性能を右左折両方で満たす場合）
- iii) 左右 180 度の旋回を 1,800mm 未満で回転可能
- iv) 取って（ハンドル形電動車いすが溝にはまつた時に復旧させたり、または少し角度をずらすなどの作業が必要であるときなどに、支援者が操作できる取ってを有し、かつ、取っての存在を支援者が容易に判別できる場合）
- v) 支援者が容易に判別できるクラッチ（緊急時に一般利用者の避難の妨げにならないよう、ハンドル形電動車いすを移動させる必要があるときに、バックサポート背面への取付けなど支援者が容易に判別できるクラッチレバーを有し、かつ、誤操作の防止など安全性に十分に配慮している場合）
- vi) 6 km/h を超える速度を出すことができないものであり、かつ 2 km/h 以下の設定が可能
- vii) 歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突出部がない場合

※2 「東海道・山陽新幹線の N700 系と同程度以上の車いす留置スペース（多目的室を含む）、車いす対応トイレ、通路幅を有するデッキ付き車両」の目安は以下の i)～iii) を全て満たすデッキ付き車両である。

- i) 客室内の車いすスペース想定（1,500mm×1,500mm 以上）または多目的室想定（通路と多目的室間の進出入に支障がなく、車いすが利用できる有効面積が 1.1m²以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上）のいずれかを有する場合。
- ii) 通路と車いす対応トイレ間の進出入及び便座への移乗に支障がなく、車いす対応トイレ内にて車いすが利用できる有効面積が 1.2m²以上のスペースで、かつ、扉幅が 900mm 以上を有する場合。
- iii) 車両の乗降口、車いすスペース、車いす対応トイレそれぞれの間の通路幅が 900mm 以上を有する場合（乗降口のドア幅及びデッキから客室間のドア幅は、通過できることが最低限の条件であり 800mm でも可）。

※3 「介護保険制度により真にハンドル形電動車いすの利用が必要として判定がなされ貸与されている者」とは、以下を満たす者である。

- ・ 要介護認定結果及びサービス担当者会議における協議、判定等により（ハンドル形電動車いすが）必要な状態と判断されているものに発行される福祉用具貸与利用の利用契約書等（指定福祉用具貸与事業者から発行済みの利用契約書に「(単に) 電動車いす」と記載されておりハンドル形かジョイスティック形か判別がつかない場合、利用者が指定福祉用具貸与事業者に申請することによりハンドル形電動車いすの利用証明書等が発行される。）を所有している者。

参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

北海道運輸局長 殿

国土交通省鐵道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

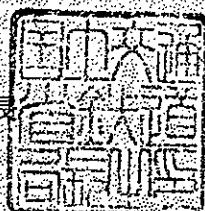
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。

国鉄業第65号

平成21年3月3日

東北運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

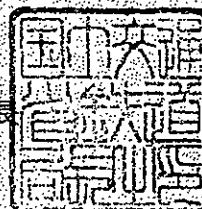
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。

国鉄業第65号

平成21年3月3日

関東運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

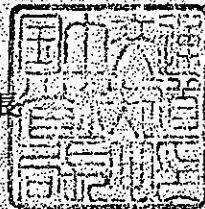
標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。

国鉄業第65号
平成21年3月3日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。

参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

中部運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。

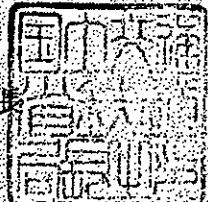
参考②

国鉄業第65号

平成21年3月3日

近畿運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

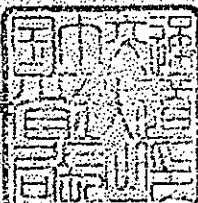
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。

国鉄業第65号

平成21年3月3日

中国運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

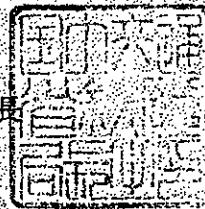
なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。

参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

四国運輸局長 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国給安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、貴管下鉄軌道事業者に対し、
本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる
旨、周知されたい。

なお、本件については、各旅客鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会及
び社団法人公営交通事業協会あて同様に通知をしているので、念のため申し添
える。